

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 志木市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	113,200	5	0	0	113,200
1	80	キシレン	6	1	493,500	2	500	0	493,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	4,900	8	4,900	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	3	312,000	3	0	0	312,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	7	24,600	7	0	0	24,600
1	300	トルエン	6	1	1,050,000	1	2,000	0	1,048,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	3	300,700	4	0	0	300,700
1	400	ベンゼン	5	3	55,500	6	0	0	55,500
3	35	メタノール	1	8	700	10	700	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	800	9	800	0	0
合計			—	—	2,355,900	—	8,900	0	2,347,000

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。